

漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業(新規)

1 趣 旨

- (1) 「補助から融資へ」の方向の中、公的資金を有効に活用しつつ、漁業者の意欲的な取組を活かして経営改善を促進する融資の充実が求められているところである。
- (2) 他方、現在、(独)農林漁業信用基金への出資金及び都道府県からの出資金を金融機関へ原資供給する方式で支援している経営改善計画認定漁業者向けの短期運転資金である漁業経営改善促進資金の利用状況は、近年の低金利の常態化により低調となっており、本年実施された事業仕分けにおいてもゼロベースでの見直しを要請されているところである。
- (3) このため、現行事業は廃止するとともに、(独)農林漁業信用基金の出資金は全額返納し、極度貸付けという利便性の高い運転資金融資支援自体は維持することとしつつ、要件や助成手法については、金融機関が取組みやすくするために、現行事業よりも協調倍率を原則4倍から2倍に引き下げるとともに、都道府県の漁業信用基金協会による金融機関からの原資供給資金の借入れに対し、新たに、直接利子補給を行う仕組みに見直すこととする。
- (4) また、現在、漁業者が、販売や加工流通分野等との連携事業(6次産業化)等の取組を行う事例が見受けられ、当該分野への支援も併せて実施する必要があることから、本資金の利用対象者に6次産業化法認定者を加えることとする。

2 事業の内容

認定漁業者等の経営改善のための低利の短期運転資金が円滑に融通されるよう、漁業信用基金協会が融資機関に対し、融資資金の原資を供給することとし、このため、漁業信用基金協会による金融機関からの原資供給資金の借入に対し利子補給を行う。

(融資枠) 50億円(6次産業化法認定者向け含む。)

3 事業実施主体

漁業信用基金協会

4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

5 平成23年度概算決定額(前年度予算額)

36,438千円(0千円)

6 補助率

定率

7 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2346(直)

漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業

